

克仁会介護職員初任者研修養成講座 学則

1. 事業所の名称、所在地及び連絡先

事業所： 克仁会 介護職員初任者研修養成講座

所在地： 茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町1406-1

連絡先： 029-265-8711（介護老人保健施設 サンライズ湊： 山口）

2. 研修目的、研修の名称及び研修の方法

研修目的： 克仁会は、地域の方々が慣れ親しんだ地元でその人らしく暮らし続けられるよう、必要とされる医療・介護予防・介護支援の活動を行っています。

現在、急速な高齢化社会の進行とともに介護ニーズが多様化・高度化し、対応できる人材養成が社会的急務となっています。このような中、介護を取り巻く環境の変化に対応する人材育成と、より質の高い介護サービスの一旦を担っていくため、介護職員初任者研修養成講座を実地します。

名称及び方法： 克仁会 介護職員初任者研修養成講座（通信制）

3. 研修日程及びカリキュラム： 年間 講座2回（1回14日間）

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム」のとおりとする。

4. 研修会場

① 介護老人保健施設 サンライズ湊

（茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町1406-1）

② 演習 / 介護老人保健施設サンライズ湊

（茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町1406-1）

5. 受講資格、受講手続き等

受講資格： 講座カリキュラム全てに出席できる方・介護職員として就労する方を優先します。

募集期間： 随時募集 サンライズ湊まで

受講定員及び受講決定方法： 定員20名 定員

※募集が4名以下の場合は開講を中止いたします。

申込方法： 電話申込み。その後、申込書を提出。

本人確認方法： 研修初日に本人証明書類（・戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出・住民基本台帳カード提示・在留カード等の提示・健康保険証の提示・運転免許証の提示・パスポートの提示等）にて確認。

6. 研修費用

受講料： 30,000円（テキスト代・消費税含む）

7. 使用テキスト名： 介護職員初任者研修テキスト（発行：株式会社 QOL サービス）

8. 実習施設等実習先

①介護実習の施設

- ・施設名称 : 介護老人保健施設サンライズ湊 (茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町1406-1)
- 法人名 : 医療法人社団 克仁会

②訪問介護サービス同行訪問の事務所

- ・施設名称 : 恵苑ホームヘルプサービスステーション (茨城県ひたちなか市烏ヶ台11835-2)
- 法人名 : 社会福祉法人 克仁会

9. 講師氏名

各科目の講師氏名 : 研修を担当する講師は、別紙「担当科目一覧」のとおりとする。

10. 修了評価の取扱い

①「介護職員初任者研修」の全課程を修了し、知識・技術等を取得したと認められる方に、厚生労働省の定める介護職員初任者研修として茨城県知事が指定した研修を修了したことを証する「修了証」を交付する。交付は、医療法人社団克仁会理事長とし、その名簿を県知事に提出する。

②修了評価は以下とする。

- ・筆記試験 (1 時間程度)

修了評価は、次の評価基準のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上が評価基準を満たしているものとする。

評価基準 (100点満点評価とする)

A=90点以上、B=89～80点、C=79～70点、D=70点未満

- ・講師により、各科目修了時評価ポイントに沿った知識・技術等の習熟度評価がされていること。
- ・「こころとからだのしくみと生活支援技術」及び「実習」の中で、講師及び実習指導者により介護技術の習得が評価されていること。
- ・演習・実習評価は、次の評価基準のとおり理解度の高い順にA・B・Cの3区分で評価し、B以上が評価基準を満たしているものとする。
A=できている、B=概ねできている、C=できていない
- ・各科目修了時評価ポイントに示す知識・技術が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

11. 科目免除の取扱いとその手続き方法

科目免除は行いません。

12. 欠席の取扱い

欠席の取扱いについては理由の如何にかかわらず研修開始時刻から15分以上遅刻した場合は欠席とする。またやむをえず欠席する場合には必ず欠席届を提出する。

13. 研修を欠席した者に対する補講の実施方法及び補講に係る費用等の取扱い

対象者に指定の補講を実施し、補講料は受講者が支払うこととする。

(補講の有効期限は、その年度末までとする。)

1 補講 2,000円 再度、筆記試験 2,000円

14. 受講の取消しについて

事業者の判断により、次に該当する場合の受講生の受講を取り消すことができる。

- ・学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ・学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げるも者
- ・他の受講者の学習を妨げる者
- ・自力で演習を行うことができない者
- ・その他、事業者が不相当とみなした者

※受講を取消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

15. 個人情報取り扱いについて

・当事業者は事業実施や本人確認書類などより知りえた受講生の個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

・受講生は、研修中に知りえる利用者等の個人情報の取り扱いには十分注意し、外部への提供などは一切行いません。

- ・実習中・実習後も利用者とは個人的に接触したりしてはいけません。